

行政の焦点

過労死等防止対策推進法の施行について

とどされました。

過労死等防止対策に

ついては、今後、法7

条の規定に基づいて政

府が定める過労死等の

防止のための対策に関

する大綱において具体

化が図られることとな

つており、厚生労働省

においては、今後、同

大綱の案について過労

死等防止対策推進協議

会の意見を聴きつつ、

同大綱の作成に向けて

取り組むこととされて

います。

法において、国は、

法の basic 理念にのっとり、

過労死等の防止のための

対策を効果的に推進する

責務を有するとされてい

るほか、事業主は、国及

び地方公共団体が実施す

る過労死等の防止のため

の対策に協力するよう努

めなければならないこと

や、国民は、過労死等を

防止することの重要性を

自覚し、これに対する関

心と理解を深めるよう努

めるものとするともされ

ています。

過労死等防止対策推進協議会令」についても、平成26年10月17日に公布され、法と同様に平成26年11月1日に施行するこ

つきましては、法の趣

旨等をご理解いただき、

過労死等の防止のための

対策の推進にご協力いた

だけますようお願いしま

す。

しくは業務における強い

心理的負荷による精神障

害を原因とする自殺によ

る死亡又はこれらの脳血

管疾患若しくは心臓疾患

若しくは精神障害。

◇基本理念

【過労死等防止対策
推進法】（概要）

◇目的

近年、我が国において過労死等が多発しつづな社会問題となつてゐるこ

と及び過労死等が、本人

はもとより、その遺族又

は家族のみならず社会に

とつても大きな損失であ

ることに鑑み、過労死等

に関する調査研究等につ

いて定めることにより、

過労死等の防止のための

対策を推進し、もつて過

労死等がなく、仕事と生

活を調和させ、健康で充

実して働き続けることの

できる社会の実現に寄与

すること。

◇定義

過労死等とは、業務における過重な負荷による脳血管疾患若しくは心臓疾患を原因とする死亡若

業主及び国民の責務を規定。

◇過労死等防止啓発月間

国民の間に広く過労死等を防止することの重要

性について自覚を促し、

これに対する関心と理解

を深めるため、過労死等

防止啓発月間（11月）を設ける。

◇過労死等の防止のための対策に関する大綱

政府は、過労死等の防

止のための対策を効果的

に推進するため、過労死等の防止のための対策に

関する大綱を定めなければならぬ。

◇過労死等防止対策推進協議会

厚生労働省は、過労死等の防止のための対策に

関する大綱を定めるに際

して意見を聴く、当事者

等、労働者代表者、使用者

代表者及び専門的知識

を有する者をもつて構成

される過労死等防止対策

推進協議会を設置。

事業主その他の関係する者の相互の密接な連携の下に行われなければならぬ。

国、地方公共団体、事

業主及び国民の責務を規定。